(案)

「京都市地域防災計画原子力災害対策編」骨子

平成 2 5 年 1 月 京 都 市

1

塹

計画

から

地域防災計画へ

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故発生

平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、福島第一原発において事故が発生し、今尚、福島県では広い地域で住民が避難を余儀なくされている。

原子力災害による被害は、環境汚染だけでなく、放射線の影響による健康上の不安を引き起こすとともに、風評被害などの経済活動にも大きな影響を与えている。

『京都市原子力発電所事故対応暫定計画』の策定

京都市の対応

大飯発電所から30km圏内に市北部の一部が含まれる本市では、福島第一原発事故で得た教訓等を踏まえ、国の法整備や指針・計画の見直しを待つことなく、万一の原発事故が発生した場合を想定し、「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成24年3月にいち早く策定し、対策を講じてきた。

国の法整備及び指針の策定

福島第一原発事故後、国の原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として原子力規制委員会が平成24年9月19日に発足した。

また、同年10月31日に定められた「原子力災害対策指針」においては、原発から概ね30kmの地域がUPZ(*)とされ、当該地域を含む自治体では「地域防災計画 原子力災害対策編」を平成25年3月18日までに策定することが義務付けられた。(*)UPZ: 緊急時防護措置準備区域

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の策定

京都市の対応

本市では、市民の皆様の安全を確保すべく、本市の地域特性を考慮し、京都市防災会議の専門 委員の科学的知見を踏まえながら、原子力災害対策指針に準拠した 「京都市地域防災計画 原 子力災害対策編」を策定していく。

■ 計画の見直し

- 「京都市地域防災計画 原子 力災害対策編」は、防災対策 の基本となる「災害対策基本 法」や原子力防災の科学技術 的な指標である「原子力災害 対策指針」等の内容を踏ま え、作成している。
- 〇 現在,原子力規制委員会において基準や指針の見直しが 行われており、その検討結果 が逐次、「原子力災害対策指 針」に反映される。
- 今後,指針の見直しなど新た な知見を踏まえて,本市の 「京都市地域防災計画 原子 力災害対策編」を見直し,改 定していくこととする。

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の位置づけ 災害対策基本法 ● 防災に関する基本法 原子力災害対策特別措置法 ● 原子力防災に関する特別法 防災基本計画(原子力災害対策編) ● 原子力防災対策の基本となるもの 原子力災害対策指針 ● 原子力防災に関する技術的・専門的事項を規定 京都府地域防災計画 京都市地域防災計画 ● 原子力災害対策編 ● 原子力災害対策編 整合 発展・充実 京都市原子力発電所事故対応暫定計画 環境放射線等モニタリング計画 ● 避難措置計画 ● 水道対策計画

🤈 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の構成

第1章 総則

全7節

本計画の目的及び性格について明らかにするとともに、計画作成に際し遵守するべき指針、想定について定めたうえで、本市として原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を指定し、防災関係機関の役割分担を明確にする。

第2章 原子力災害事前対策

全 15 節

原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)及び災害対策基本法(以下「災対法」という。)に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について記載する。

第3章 緊急事態応急対策

全 11節

原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法10条の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時(警戒事象)の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について記載する。

第4章 原子力災害中長期対策

全9節

主に原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合 の原子力災害事後対策について記載する。

3 -1 「第1章 総則」の概要

第1節 計画の目的

この計画は、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、京都市、国、京都府、京都府警察本部、自衛隊、電気・ガス・輸送・通信・報道事業者等(以下「防災関係機関」という。)がとるべき措置等の総合的かつ計画的な原子力防災業務に係る必要な事項を定めることにより、原子力災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるもの。

国の防災基本計画原子力災害対策編及び府の地域防災計画(原子力災害対策編)に 基づいて作成したもの。

他の防災関係機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたもの。

2 京都市における他の災害対策との関係

この計画に定めのない事項については「京都市地域防災計画(一般災害対策編, 震災対策編, 事故対策編)」に準拠する。

3 計画の修正

災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は京都市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

各防災関係機関に対し、計画の周知徹底を図るとともに、避難方法や避難場所等、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び 放射線の放出形態は、原子力災害対策指針により、以下のとおりとする。

1 放射性物質又は放射線の放出

原子炉施設等では、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能 しない場合は、放射性物質が施設外の周辺環境に放出される。その際、大気への放出の 可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスや、揮発性の 放射性物質であるヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。

放出されたこれらの放射性物質は、プルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気 の一団)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、 風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表へ の沈着、土壌等への付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。

2 被ばくの経路

外部被ばく: 体外から放射線を受ける被ばく

内部被ばく: 吸入,経口摂取等により体内に取り込み,体内に取り込んだ放射性物質

が生体内に分布し、体内の組織や臓器が放射線を受ける被ばく

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

<mark>緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)</mark> (5頁(京都市におけるUPZ 指定の考え方)参照)

確率的影響を最小限に抑えるため、EAL(緊急時活動レベル: 初期対応段階における避難 等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準), OIL(運用上の介入レベ ル:防護措置の実施の判断のため環境における計測可能な判断基準)に基づき, 緊急時防護 措置を準備する区域。

原子力災害対策指針の規定を遵守するとともに、国の拡散シミュレーション結果を 考慮し、住民の安全を最大限確保するため、大飯発電所から半径32.5km圏内を基 本に、圏域を含む地域をUPZとする。

左京区	久多	65世帯109人	
	広河原	42世帯110人	
右京区	京北上弓削町上川行政区	57世帯121人	

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、各防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

京都市におけるUPZ指定の考え方

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲(原子力災害対策指針)

予防的防護措置を準備する区域【PAZ】

京都市該当区域なし

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル(EAL)に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

緊急時防護措置を準備する区域【UPZ】

確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時活動レベル(EAL)、運用上の介入レベル(OIL)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。

原子力施設から概ね半径30kmを目安とする。

放射性物質の拡散シミュレーション結果を考慮する。

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域【PPA】

具体的な範囲は、今後、原子力規制委員会で検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内 退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。

京都市におけるUPZ指定の考え方

- 原子力災害対策指針の規定を遵守する。
 - ⇒原子力施設から概ね半径30kmを目安に、自然的、社会的周辺情況について検討した 上で定める。
- 国の拡散シミュレーション結果(大飯発電所から南へ32.5km)を考慮する。
 - ⇒大飯発電所から南へ32.5km

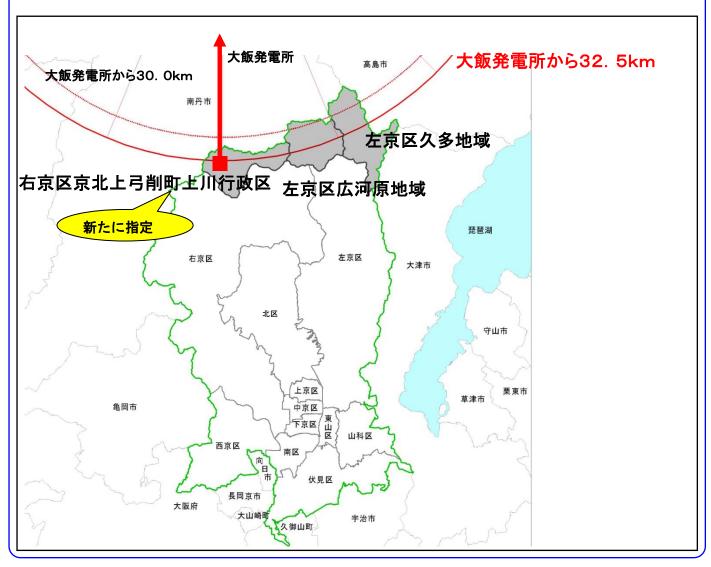


住民の安全を最大限確保するため、大飯発電所から半径32.5km圏内を基本とし、圏域を含む地域をUPZとする。

緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)

行政区	地域		世 (世		人 ()		大飯発電所から 半径32.5km圏内の居住者	
左京区 ——	久多	下の町	7	65	13	109	なし	
		川合町	10		13		なし	
		中の町	10		18		なし	
		上の町	18		31		8世帯13名	
		宮の町	20		34		なし	
	広河原	杓子屋町	14	42	63		なし	
		能見町	5		6		なし なし	
		下之町	7		15			
		菅原町	10		18		6世帯11名	
		尾花町	6		8		5世帯7名	
右京区	京北上弓	削町上川行政区	57	57	121 121 なし		なし	
		合計	16	64	34	10	19世帯31名	

[※] 京都市住民基本台帳の町別人口(24年10月1日)から抽出



3 -2 「第2章 原子力災害事前対策」の概要

第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する意見提出及び防災要員の現況等の届出 の受理

- 原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画の計画案への必要に応じた意見等の提出
- 京都府から送付される原子力事業者の原子力防災組織,放射線測定設備及び原子力 防災資機材の現況の受領

第2節 原子力防災専門官との連携

● 緊急時の対応等は、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施

第3節 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

主にUPZ内での対策

- 迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から防災関係機関、企業等との間で連携強化を推進
- 国, 府と連携して公共用地, 国有財産の有効活用を図り, 避難場所, 避難施設, 備蓄等 の防災に関する諸活動を推進

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

主にUPZ内での対策

- 情報の収集・連絡体制の整備 【防災関係機関等との連絡体制,多様な情報収集手段の活用体制,情報収集・連絡要員の派遣体制等】
- 通信手段・経路の多様化 【防災行政無線の整備、情報の伝送路の多ルート化、衛星携帯電話等機動性のある緊 急通信手段の確保、非常用電源の確保 等】

第5節 緊急事態応急体制の整備

- 災害のフェーズに応じた警戒態勢をとるための体制を整備 (11 頁(緊急事態活動体制)参照)
- 対策拠点施設で開催される原子力災害合同対策協議会等への派遣体制の整備
- 防災関係機関相互の連携体制の整備
- 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備
- 自衛隊との連携体制の整備
- 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市独自

- モニタリング体制等の整備 (12頁(モニタリング体制)参照)
- 専門家の派遣要請手続きの整備
- 複合災害に備えた体制を整備
- 人材及び防災資機材の確保等に係る防災関係機関等との連携

第6節 避難収容活動体制の整備

主にUPZ内での対策

- UPZ内における避難計画の作成 (13頁(情報伝達・避難体制)参照)
- 避難場所等の整備

【避難誘導用資機材等の整備、コンクリート屋内退避体制の整備、広域一時滞在に係る 応援協定の締結、応急仮設住宅等の整備、被災者支援の仕組みの整備、物資の備蓄、 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備等】

- 住民等の避難状況の確認体制の整備
- 避難場所・避難方法等の周知
- 家庭動物の飼養場所の確保

第7節 緊急輸送活動体制の整備

- モニタリング, 医療等に関する専門家の現地への移送の協力
- 緊急輸送道路の確保体制の整備

第8節 救助・救急及び防護資機材等の整備

- 救助・救急活動用資機材の整備
- 救助・救急機能の強化
- 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備
- 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- 物資の調達,供給活動体制を整備

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

主にUPZ内での対策

- 災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容の整理, 情報伝達の際の役割等の明確化
- 防災行政無線等の無線設備, 広報車両等の施設, 装備の整備
- 市民相談窓口などの広報体制の整備
- 災害時要援護者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備

第10節 行政機関の業務継続計画の策定

UPZ内での対策

● 庁舎の退避先の設定、業務継続計画の策定等による業務継続性の確保

第11節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市全域での対策

- 市民等への原子力防災の知識の普及と啓発
- 防災教育の実施

第12節 防災業務関係者の人材育成

● 防災業務関係者に対する研修の実施

第13節 防災訓練等の実施

主にUPZ内での対策

■ 国,府,原子力事業者等と連携して,防災活動の要素ごとの訓練,総合防災訓練の実施

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 原子力事業者等に協力して,消火,人命救助,救急等必要な措置の実施
- 住民等の安全を確保するために必要な措置の実施

第15節 災害復旧への備え

・● 国及び府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備の実施

3 一3 「第3章 緊急事態応急対策」の概要

第1節 情報の収集・連絡,緊急連絡体制及び通信の確保

主にUPZ内での対策

- 特定事象等発生情報等を確認し、関係する防災関係機関に連絡
- 特定事象等発生後の応急対策活動情報, 被害情報等の連絡
- 放射性物質又は放射線の影響の早期把握

第2節 活動体制の確立

● 京都市の活動体制を確立し、事故対策のための警戒態勢を確立

(11 頁(緊急事態活動体制)参照)

- 情報の収集
- 対策拠点施設で開催される原子力災害合同対策協議会への出席等
- 専門家の派遣要請の実施
- 応援要請及び職員の派遣要請等の実施
- 自衛隊の派遣要請等の実施
- 原子力災害被災者生活支援チームと連携し、健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進 **市独自** 市独自
- 防災業務関係者の安全の確保
- 緊急時環境放射線モニタリングの実施 (12頁(モニタリング体制)参照)

第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

主にUPZ内での対策

● 住民等に対する事故発生及び屋内退避,避難等に関する情報の伝達

(13頁(情報伝達・避難体制)参照)

【避難指示等の連絡、避難及びスクリーニングの場所等の情報提供 等】

第4節 屋内退避,避難収容等の防護活動

主にUPZ内での対策

- 避難及びスクリーニング等の場所の開設 (13頁(情報伝達・避難体制)参照)
 - 【避難者情報の把握, 災害時要援護者の居場所・安否確認, 良好な生活環境の確保, 災害時要援護者の心身双方の健康状態配慮, 家庭動物のためのスペースの確保, 必要に応じた旅館・ホテル等への移動, 応急仮設住宅の提供, 公営住宅のあっせん 等】
- 広域一時滞在への対応
 - 【市域外への避難等が必要な場合における協議,他の市町村からの被災者受入れ施設等の決定等】
- 安定ヨウ素剤の予防服用措置
- ※ 投与の判断基準,責任の明確化,配布方法等について,原子力規制委員会において検討中
- 避難中に健康状態を悪化させないこと等,災害時要援護者への十分な配慮
- 季節やニーズに応じた飲食物, 生活必需品等の供給

第5節 緊急輸送活動

- ▶ 人命救助,救急活動に必要な輸送,避難者の輸送,住民の生活を確保するために必要 な物資の輸送等の緊急輸送活動を実施
- 緊急輸送のための交通の確保

第6節 救助・救急及び医療活動

- 救助・救急活動のための資機材の確保と救助・救急活動の実施
- 緊急時における住民等の健康管理, 汚染検査, 除染等の実施
- 府が行う緊急被ばく医療への協力

第7節 市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動 市全域での対策

- 市民等の心理的動揺等をおさえるための迅速かつ的確な情報提供、広報の実施
- 市民等のニーズ, 要配慮者に配慮した情報伝達の実施
- 市民等からの問い合わせへの対応

第8節 飲食物の出荷制限, 摂取制限等

市全域での対策

市独自

- 飲食物の検査の実施と飲料水, 飲食物の出荷制限, 摂取制限等の実施
- 琵琶湖等の水道原水が放射性物質により汚染された場合又は汚染のおそれがある場 合、別に定める計画(細部計画として「水道対策計画」を作成)に基づき浄水処理を強化

第9節 治安の確保及び火災の予防

● 避難勧告,又は指示などを行った地域の治安の確保及び火災の予防

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

UPZ内での対策

- 行政機関の退避(庁舎が避難対象区域に含まれた場合)
- 退避先での業務継続

第11節 自発的支援の受入れ等

- ボランティアの受入れ
- 義援物資, 義援金の受入れ及び配付, 配分

緊急事態活動体制

7頁:第2章第5節(警戒態勢をとるための体制整備) 9頁:第3章第2節(警戒態勢の確立)

〇 京都市の警戒態勢

災害のフェース゛		/al =	本市の警戒態勢	
		例示	設置する本部等	本部長等
警戒事象	特定事象の可能性がある 事故・故障又はこれに準ず る事故・事象	立地道府県で震度6弱(立 地市町村では震度5弱)以 上の地震が発生	情報連絡本部	防災危機 管理室長
	原子力事業者が、原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1マイクロシーベルト/時以上の放射線が検出されるか、そのおそれがある場合に大飯発電所でとる原子力防災体制	放射線測定設備で 1マイクロシーベルト/時	警戒本部	危機管理監
特定事象	原災法10条に基づき原子 力事業者が国,関係公共機 関への通報を義務付けられ ている異常事象	管理区域外で5マイクロシーベルト/時 (自然放射線の100倍)	災害対策本部	市長
原子力緊急 事態宣言	原災法15条に定める原子 力緊急事態に至った場合に 内閣総理大臣が発出	管理区域外で500マイクロ シーベルト/時 (10条通報基準の100倍)		

〇 対策事項

- ・ 対策拠点施設で開催される原子力災害合同対策協議会への出席等
- ・ 災害時専門家アドバイザー等からの助言, 府への専門家派遣要請
- ・各種協定に基づく応援、自衛隊等への要請
- ・防災業務関係者の被ばく管理による安全確保
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングの実施

モニタリング体制

市全域での対策

7頁:第2章第5節(モニタリング体制等の整備)

平常時

〇 大気 市域内8箇所(右図)

- 京都府モニタリングポスト:連続測定
- ★ 可搬式サーベイメーター:週1回測定

〇 水道水

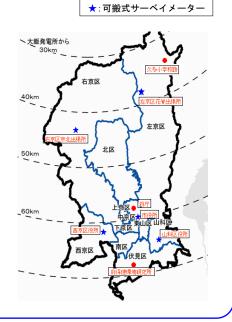
- 水道原水:月1回測定
- 給水栓水(市内4定点):月1回測定
- 地域水道・京北地域水道:3か月に1回測定

〇 農産物 毎月1品目測定

こかぶ、ねぎ、キャベツ、こまつな、きゅうり、なす、かぼちゃ、米、ほうれんそう、みぶな、はくさい等

〇 河川水, 底質土

6河川7箇所・・・河川水,底質土とも年1回測定 鴨川,高野川,桂川,天神川,宇治川,小畑川



●:モニタリングポスト

9頁:第3章第2節(緊急時環境放射線モニタリングの実施)

緊急時

- ☆ 緊急時モニタリングの実施
- 〇 府が実施する緊急時モニタリングへの要員派遣
- 〇 【市独自】環境放射線モニタリング計画に基づくモニタリング体制の強化、機動的モニタリング の実施
- 〇 【市独自】水道対策計画に基づくモニタリング回数の増加等、監視体制の強化

情報伝達·避難体制

主にUPZ内での対策

7頁:第2章第6節 (UPZ 内における避難計画の作成)

平常時

1 避難措置計画の策定

- 情報伝達体制の整備
- ・ コンクリート屋内退避所の指定 等

2 地域毎の避難マニュアル作成

- ・ 平成24年8月10日完成 (久多学区 緊急時避難マニュアル)
- ・ 平成24年8月12日完成 (広河原学区 緊急時避難マニュアル)
- 上弓削町上川行政区は今後作成

3 避難マニュアルの主な内容

- ・ 電話の連絡網・緊急時の情報連絡体制に関すること
- ・ 地域内の災害時要援護者への援助に関すること
- ・ 避難時等における自家用車の乗り合い等、住民相互の助け合いに関すること
- ・ 夜間・休日等、市職員が参集するまでの間の行動に関すること
- ・ 地域の実情に照らし、必要な事項(孤立時の対策など)

4 避難訓練の実施

・ 平成24年9月1日実施、京都市総合防災訓練。左京区北部地域(久多、広河原)においては、作成した避難マニュアルを活用し、原子力災害を想定した避難訓練を実施した。

9頁:第3章第3節(住民等に対する事故発生及び避難等の情報伝達) 4節(避難及びスクリーニング等の場所の開設)

緊急時

〇 避難指示等の発令

・ 内閣総理大臣の指示又は独自の判断により、市本部長が発出する。

〇 情報伝達

・ テレビ等報道機関、インターネット等情報通信手段、広報車・ヘリコプター等、電話、住民 相互による伝達等、あらゆる手段を活用する。

〇 避難等の実施

屋内退避	自宅、職場等の建物内に退避	
コンクリート 屋内退避	区本部が開設する退避所等に退避	
避難	公用車又は自家用車等により圏外の避難所へ退避	

| 2 -4 「第4章 原子力災害中長期対策」の概要

主に市全域での対策

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

● 国,府,原子力事業者及びその他の関係機関とともに,放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施

第2節 心身の健康相談体制の整備

● 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備

第3節 風評被害等の影響の軽減

- 市内産農産物の売り上げ減少への対応
- 観光客・修学旅行生の減少への対応
- 販売促進・観光誘致活動の実施
- 放射線被ばくについての人権侵害の防止

市独自

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 住まいの確保, 生活資金等の支給等に加え, 生業や就労の回復による生活資金の継続的確保, コミュニティの維持回復, 心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援の実施
- 総合的な相談窓口等の設置等被災者の自立支援を実施

第5節 被災中小企業等に対する支援

- 被災中小企業等への貸付の実施
- 被災中小企業等への援助, 助成措置について広く広報し, 相談窓口を設置

第6節 緊急事態解除宣言後の対応

● 引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して 原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施

第7節 各種制限措置の解除

■ 緊急事態応急対策として実施された,立ち入り制限,交通規制,飲食物の出荷制限,摂取制限等各種制限措置の解除

第8節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

● 国及び府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定

第9節 災害地域住民に係る記録等の作成

- 避難及び屋内退避を行った住民等の記録の作成
- 被災地の汚染状況図, 応急対策措置及び事後対策措置を記録

4 今後検討する事項

原子力災害対策指針における今後の検討事項の中で,京都市に関連するものとして以下の項目がある。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・防護措置実施を判断する際の緊急時活動レベル(EAL)や運用上の介入レベル(OIL), 緊急事態区分の在り方
- UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入
- ・ 避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が一時避難できる施設

② 緊急時モニタリング等の在り方

- ・ 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定, OILの変更手順, 線量評価の手順, 事前準備の在り方
- ・ SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の活用により、モニタリング結果に基づく放射源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策

③ 緊急被ばく医療の在り方

- ・ 緊急被ばく医療設備, 資機材等の詳細, 複合災害における大規模な放射線による被害が発生 した場合の関係医療機関の連携, 緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係
- ・安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等
- ・ 適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値,使用すべき測定器やその方法の標準化,被ばく線量評価との関係等の技術的課題

④ 地域住民との情報共有等の在り方

・ 安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設 定等

今後,原子力規制委員会で検討が行われ,原子力災害対策指針が見直された段階で,PPAの導入,緊急被ばく医療設備・資機材,安定ヨウ素剤の投与判断の基準等について,順次,本計画に反映することとする。